⑤　詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㋐　管理技術者　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（設計）、上級土木技術者（設計又は橋梁）又は１級土木技術者（設計又は橋梁））。

ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつＰＣ橋梁設計に４年以上従事していること。

㋑　照査技術者　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（設計）、上級土木技術者（設計又は橋梁）又は１級土木技術者（設計又は橋梁））。

ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつＰＣ橋梁設計に４年以上従事していること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑸　プレキャストＰＣ床版の製作工場に求める納入実績　本工事で使用予定のプレキャストＰＣ床版の製作工場が、次のａ）又はｂ）のいずれかの要件を満たすこと。

なお、競争参加申請者がプレキャストＰＣ床版を購入する場合は、購入先とのプレキャストＰＣ床版の取引きに関する書面（見積書等）を併せて提出すること。

ａ）平成15年度以降に道路橋のプレキャストＰＣ床版又はプレキャストセグメントの納入実績があること。

ｂ）ＪＩＳ　Ａ　5373（認証の範囲　製品の種類　橋りょう類）の認証を受けていること。

⑹　競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑺　施工計画が適切であること。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を23点とする。

なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の基礎的な技術力

①　企業の施工能力

・工事中事故に関すること

ロ）企業の高度な技術力

①　性能・強度等

⑴　現場打ちコンクリート（壁高欄、床版間詰部）の品質向上に関する技術的留意点と具体的な対策。

⑵　床版の撤去作業における既設桁の損傷防止に関する技術的留意点と具体的な対策。

⑶　落橋防止構造の取付時における既設構造物への影響を最小とするための技術的留意点と具体的な対策

②　施工計画

⑷　制約された昼夜連続車線規制期間を遵守し確実に施工するための具体的な対策。

⑸　工事規制区域内における工事用車両出入時の交通事故防止に関する具体的な安全対策。

⑹　床版の撤去・架設時のクレーン作業における一般車両及び工事関係者に対する具体的な安全対策。

③　工事中のコスト削減

・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。